

平成 20 年 9 月 2 日

各 位



液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく嚴重注意について

当社は、平成 20 年 9 月 2 日、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「法」と呼びます。）の規定に基づき、経済産業省より液化石油ガス設備工事の作業（以下「液石設備作業」と呼びます。）に従事する者の適切な管理について嚴重注意が発出されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当社では今回の嚴重注意を厳粛に受け止め、違反行為の再発を防止するため、法令遵守の徹底と適切な業務遂行が確保される体制の整備、強化に取り組んでまいります。

記

1. 嚴重注意の内容

当社が、法第 38 条の 7 の規定に違反し、法第 38 条の 4 第 1 項に規定する液化石油ガス設備士免状（以下「免状」と呼びます。）を有していない従業員が、液石設備作業に従事していた事実が認められ、嚴重注意とともに以下事項について命ぜられました。

- (1) 当社が、液石設備作業に従事する者の免状の有無についての確認を怠り、結果として上記違反を看過することになった事実を踏まえ、再発防止策を速やかに策定し、その報告を平成 20 年 9 月 16 日までに行うこと。

2. 嚴重注意に至った経緯

- (1) 平成 20 年 8 月 4 日、当社京葉支店城東店に対し、経済産業省原子力安全・保安院による法第 83 条第 1 項および第 2 項の規定に基づく立入検査が行われたところ、法第 38 条の 4 第 1 項に規定する免状を有していない当社の従業員が、法第 38 条の 7 の規定に違反し、約 2 年間にわたって計 182 軒、同条に規定する液石設備作業に従事していた事実が判明いたしました。（なお、当該 182 軒のお客様については既に有資格者が点検調査を実施しており、異常のないことを確認しております）

3. 今後の予定

当社では、当該事実を厳粛に受け止め、経済産業省より命ぜられた事項と併せ、関係法令遵守が確保される体制の整備と、保安査察部による内部査察を強化徹底し、再発防止のための措置を講じてまいります。

なお、現時点において当期の業績予想に修正はございません。

以上